

30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望

No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修希望 (希望の場 合○を入れ てください)	対応
4	要望	統一化帳票	現状、統一化帳票はCSVファイルにて提供され、事業者がダウンロードして取り込む事となっているが、事業者ダウンロードではなく確定使用量と同様な提供にしていきたい。	BP化については、各事業者様のご意見も伺いつつ今後検討したいと思います。	1	継続
5	要望	確定使用量	送配電から提供される確定使用量データに欠損があった場合の修正リードタイム目標値を定め、顧客請求に支障ない様にして頂きたい。	ご指摘の点については今後状況を確認のうえ整理していきたい。	1	継続
8	要望	確定使用量B P運用事例 集1.2版 P 7	検針日から起算して4営業日を超えての提供が5月で6回発生しています。改善をお願いいたします【東京電力】計量器交換ファイルも月間確定使用量メッセージより後での提供となっています。	現在、システムトラブル等により通知に一部遅延が発生しているものの、解消に向け対応中と認識しています。	1	継続
9	意見	確定使用量通知業務ビジネ スプロトコル標準規格Ver3A P 7	提供可否コード(JP06405)が否の場合、計器区分コード(JP06407)「◎」、確定使用量対象年月日(JP06423)「○」など”必ず使用するデータ要素”が提供されていません。	運用事例集に記載（P.19 JP06405の項目）のとおり、提供可否コードが否の場合に、後続のデータ項目が省略されることがあります。 BP標準規格の記載が分かりやすくなるよう検討します。 → BPの記載方法については要検討	1	対応後 クローズ
10	要望	【発電者の仕訳後の電力量 のお知らせ】（低圧）	旧制度では開示されていた指示数が開示されなくなっている。新書式では電力量の提示のみであるため、電力会社様から提示される電力量の根拠が全く不明となっており、提示される値の妥当性を検証することができない。電力量だけでなく、これまで開示されていた指示数を併せて提示していただきたい。	標準化帳票に記載する項目については、広域的運営推進機関設立準備組合の各検討会等において意見照会を行い、頂いたご意見を反映して作成いたしました。 特に指示数に関してのご意見は無かったと認識していますが、ご意見を踏まえ、他の事業者のニーズや一般送配電事業者の状況を確認のうえ、検討したいと考えております。	1	継続

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修希望 (希望の場合○を入れてください)	対応
11	要望	<p>標準化帳票仕様 (ファイル名、データ属性) 20160412.xlsx</p> <p>「ファイル名 (発電者の仕訳後の電力量)」シート</p>	<p>低圧発電者の仕訳後の電力量について、発電所の追加や値の修正等により、ファイルが更新される場合がある。そもそも変更がないことが望ましいが、仮に変更があった場合でも、変更箇所だけでなく、ファイル全体 (検針日毎にファイルが生成されているため検針日毎の全発電所の値) で修正ファイルを公開していただきたい。</p> <p>2016.6.27追記 ご質問頂いた件について、対象の送配電事業者は「東北電力」です。特定の受電地点ではなく、全体として差分のみの提供という回答がございました。</p> <hr/> <p>●東北電力の見解 確定使用量メッセージは、一度登録すると60日間提供することとなり、更新前のファイルを取得できないことは想定しており、更新があった際は、前回との「差分」のみ作成される仕様でございますので、更新が発生しないものを含めての全件アップはできかねます。</p> <hr/> <p>●弊社からの質問に対する東北電力の回答 仕様とはどちらの仕様でしょうか？ 広域さんの仕様でしょうか？御社システムの仕様でしょうか？ ⇒広域さんの仕様でございます。</p> <hr/> <p>「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ帳票.csv」はフォーマットが統一されたものの、差分提供であることは仕様として明記されていない認識ですが貴機関のご見解はいかがでしょうか。</p> <p>他の送配電事業者においては、個別にお願いした結果、全件で提供頂けましたので、東北電力においてもご対応頂きたいところです。システム対応されている小売電気事業者もいらっしゃると思いますので、基本は差分での提供でも構いませんが、依頼に応じて全件で提供頂けるよう柔軟に対応して頂きたいです。</p> <p>・追記2 他一般送配電事業者では現状、問題は発生しておりません。</p> <p>事前に各送配電事業者に問い合わせたところ、「四国電力」からは発生した場合は全件提供である旨の回答がありました。</p> <p>なお、弊社において「北陸電力」「沖縄電力」は本件の対象外でございます。</p>	<p>要望として伝えますので、対象の一般送配電事業者をお教えいただきたいと思います。なお、運用方法の変更は、他の小売電気事業者、発電事業者への影響も考慮する必要があります。</p> <p>→確認中</p> <p>(東北電力回答) 下記のケースについては全量提供も可能となりましたので、全量提供をご希望されている事業者様に対しては、全量提供させていただきます。</p> <p>①値のみを修正したケース ②30分電力量の収集が失敗したものの補完を行ったケース</p> <p>その他のケースによっては、全量提供できない場合がございます。</p>	1	クローズ

30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修希望 (希望の場合○を入れてください)	対応
12	要望	標準化帳票仕様 (ファイル名、データ属性) 20160412.xlsx 「ファイル名 (発電者の仕訳後の電力量)」シート	ファイル名が長く (75バイト程度)、命名規則の細部で統一されていない。作成ファイル、公開方法等、各社の仕様を個別に確認することなく、統一的な命名規則、運用方法としていただきたい。	標準化帳票はファイル形式や提供項目を標準化したものであり、ファイル名は各一般送配電事業者の仕様に基づきます。 他の事業者のニーズや一般送配電事業者の状況を確認のうえ、対応方法・時期も含め検討します。	1	継続
13	要望	確定使用量BP・30分電力量BP_運用事例集_1.2版 71頁 5. EDI共通規格に関する補足	XMLスキーマにおける名前空間の設定について、現状では運用事例集に補足として記載されているのみの認識であるが、規格自体の内容であるため「小売電気事業者・一般送配電事業者間EDI共通規格」へも反映いただきたい。	次回改定時に反映できるよう検討します。 → 規格見直しで対応完了予定		対応後 クローズ
14	要望	確定使用量BP・30分電力量BP_運用事例集_1.2版 9-14頁 1-1-4. 更新パターン	月間確定使用量メッセージの更新パターンに関して、運用事例集に記載のないケースが発生する旨、送配電事業者様よりご連絡をいただいている。もし他にも運用事例集に記載のないケースがあればそれも含めて、運用事例集に記載いただきたい。 ■ 運用事例集に記載のないケース： ・初回連携後に遡及で対象データを反映する場合、初回連携ファイルに存在しないレコードが次回連携ファイルに更新コード「0」のレコードとして連携される (初回の提供で対象の全レコードが提供されない) (以下、運用事例集10頁より抜粋) > 月間確定使用量メッセージでは > ・初回の提供では、30分電力量データの欠測等により提供可否コード“否(1)”となったレコードも含め、 > 対象の全レコードを提供します。 > ・その後の更新では、提供データが揃ったことで提供可否コード“可(0)”となったレコードのみ提供します。	運用事例集への追加記載できるよう検討します。 → 運用事例集見直しで対応完了予定 当該ケースについて詳細を確認したところ、一般送配電事業者にて月間使用量メッセージデータ作成後に、小売事業者から対象となるデータが追加されたケースであることが判明しました。該当する事例も少ない個別ケースと思われるため、当事者間で取扱いを協議いただきたいと思います。 なお、運用事例集の記載はそのままとさせていただきます。		クローズ
18	要望	-	低圧についても「地点の最大需要電力」を連携していただきたい。	低圧実量制における最大需要電力は、「契約電力算定結果内訳」帳票にてご確認をお願いします。	2	継続
19	要望	-	実量託送契約の場合その根拠となる最大需要電力を連携していただきたい。	同上	2	継続
20	要望	メッセージファイル名称付与規則	メッセージファイル名称に発信者コードを追加していただきたい。	各社システムへの影響が非常に大きいと推測されるため、メッセージファイル内をご確認いただくようお願いします。		継続

30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望

No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修希望 (希望の場 合○を入れ てください)	対応
21	要望	廃止時の低圧確定使用量 メッセージ	9/29廃止の拠点について、確定使用量メッセージが9/30まで掲載されていた。また指示数が電力量合計と一致しなかった。 9/30は全コマ0が入力されていたが、なぜ9/30まで掲載されているのか北海道電力に問い合わせたところ、以下の回答があった。自社のシステム都合により、誤請求を招きかねない手作業が入ること、かつ使用量の根拠となる指示数を提供できないことは理由にならないため、至急改善を要望する。 <回答> この需要様は9/30時間指定なしの廃止申し出となっています。現在の廃止の取り扱いでは、時間指定なしの場合は廃止日の0時の指示数を最終とさせていただいておりますが、システム上は24時の指示数にて最終となっています。よって今回の場合は0時30分から24時までの使用量を0kWhに手補正しておりますが、指示数までは補正出来ない状況です。ご了承ください。	当該一般送配電事業者へ内容を確認中です。		
22	要望	代表契約者への30分電力量および確定使用量メッセージの提供	代表契約者と子契約者に対する30分電力量および確定使用量メッセージの提供方法が送配電事業者によって異なり、システムでの取り込み処理に苦慮しているため、統一頂きたい。 関西電力は代表契約者および子契約者それぞれに提供されるが、他送配電事業者は子契約者のみに提供される。各送配電事業者において、接続供給兼基本契約書に基づいていることは承知しているが、再検討頂きたい。	一般送配電事業者の実態を確認いたします。		
23	要望		現在、高圧実量制の契約電力算定結果内訳データがアップされるのが、エリアによって確定値の翌日～数日後になることがある。 電気料金を算出するにあたり、新規実量制施設は過去の最大需要電力が記載された算定内訳ファイルの情報が必須の為、確定値データと同時にアップしていただきたい。 また、一度アップした算定内訳ファイルを差し替える場合は、事前に予告した上で、修正があった部分も連携いただきたい。	確定使用量については、検針日から起算して4営業日まで、契約電力算定結果内訳は、検針日から起算して5営業日目までを目途に提供することを定めています。 これを逸脱している場合があれば、事業者へ確認いたします。 また、ファイル名の変更・連絡なく契約電力算定結果内訳が差し替えられている事例についても同様に事業者へ確認いたしますので、詳細を確認させて下さい。		
24						

※更新箇所のみ赤字